

## 管理規程

### 埼玉県公営企業管理規程第一号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年一月三十日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第四号中「東京電力株式会社」を「東京電力パワーグリッド株式会社」に改める。

第四十六条の二第一項中「き損」を「毀損」に、「除権判決」を「除権決定」に改める。

第六十一条の二第一項中「除権判決」を「除権決定」に改める。

第四十八条第一項中第六号を同項第七号とし、同項第三号から同項第五号を一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 委託（前号に掲げるもの、施設の運転及び管理並びに浄水発生土の処分及び収集運搬を除く。）

第四十八条第四項中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第三号の委託に係る執行伺には、第二項に規定するもののほか、第一号に掲げる事項を記載し、かつ、第二号に掲げる書類を添付しなければならない。

一

イ 目的

ロ 執行予定額

ハ 執行予定額算定の根拠

ニ 代金支払の方法及び時期

二

イ 一般競争入札執行公告案（指名競争入札の場合は、業者選定案及び入札通知案）

ロ 契約書案

別表第七を次のように改める。

別表第7（第148条関係）

## 執行伺の決裁区分及び合議区分

決裁及び合議区分 行為区分	決 裁 区 分				合 議 区 分
	管 理 者	局 長	部 長	課長及び所長	財 務 課 長
1 建設工事の起工	5億円以上	3億円以上 5億円未満	1億5,000万円以上 3億円未満	1億5,000万円未満	1億5,000万円以上
2 建設工事の設計、調査、測量又は監理の委託	1億円以上	5,000万円以上 1億円未満	1,500万円以上 5,000万円未満	1,500万円未満	1,500万円以上
3 委託（2に掲げるもの、施設の運転及び管理並びに浄水発生土の処分及び収集運搬を除く。）		1,000万円以上	500万円以上 1,000万円未満	500万円未満	500万円以上
4 土地の買入れ又は地上権の設定（買入れ又は設定の委託を含む。）	7,000万円以上又は 20,000㎡以上	6,000万円以上 7,000万円未満	5,000万円以上 6,000万円未満	5,000万円未満	5,000万円以上
5 支出予算の配当と異なる執行	執行しようとする費目等に応じた別表第7の2に定める区分より上位の区分に従い決裁を受ける				全ての案件
6 重要、異例その他特殊な執行	金額の区分なく管理者決裁				全ての案件
7 契約を伴う支出予算の執行のうち、当該契約の執行予定額が、第137条の2に定める随意契約によることができる予定価格として定める額を超えるもの	執行しようとする費目等に応じた別表第7の2に定める区分に従い決裁を受ける				執行しようとする費目等に応じた別表第7の2に定める区分に従い合議を受ける
備考 1 地域整備事業会計に係る伺書で、部長以上が決裁するもののうち、財務課長に合議を必要とするものは、あらかじめ地域整備課長に合議しなければならない。 2 工業用水道事業会計及び水道用水供給事業会計に係る伺書で、部長以上が決裁するもののうち、財務課長に合議を必要とするものは、あらかじめ水道企画課長に合議しなければならない。 3 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約によるものについては、決裁及び合議区分に掲げる額を、当該契約の契約年数を乗じた額に読み替えてこの表を適用するものとする。					

別表第七の二中

委託料	建設工場の設計・調査、測量又は監理の委託	1億円以上	5,000万円以上 1億円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	1,000万円未満	△	1,000万円以上	1,000万円以上	
	施設の運転、管理(浄水場維持管理一括委託)	○				△	○	○	
料	施設の運転、管理(浄水場維持管理一括委託以外のもの)及び浄水発生士の処分、収集運搬			1,000万円以上	1,000万円未満	△	1,000万円以上	1,000万円以上	
	その他の場合		1,000万円以上	500万円以上 1,000万円未満	500万円未満	△	500万円以上	500万円以上	

を

委託料	建設工場の設計・調査、測量又は監理の委託	1億円以上	5,000万円以上 1億円未満	1,500万円以上 5,000万円未満	1,500万円未満	△	1,500万円以上	1,500万円以上	
	施設の運転、管理(浄水場維持管理一括委託)	○				△	○	○	
料	施設の運転、管理(浄水場維持管理一括委託以外のもの)及び浄水発生士の処分、収集運搬			1,500万円以上	1,500万円未満	△	1,500万円以上	1,500万円以上	
	その他の場合		1,000万円以上	500万円以上 1,000万円未満	500万円未満	△	500万円以上	500万円以上	

に改め、

固定資産の取得に係る工事請負費	5億円以上	3億円以上 5億円未満	1億円以上 3億円未満	1億円未満	△	1億円以上	1億円以上	
-----------------	-------	----------------	----------------	-------	---	-------	-------	--

を

固定資産の取得に係る工事請負費	5億円以上	3億円以上 5億円未満	1億5,000万円以上 3億円未満	1億5,000万円未満	△	1億5,000万円以上	1億5,000万円以上	
-----------------	-------	----------------	----------------------	-------------	---	-------------	-------------	--

に改める。

様式第四十九号中「き損」を「毀損」に、「除権判決」を「除権決定」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十年一月三十日から施行する。
- 2 改正後の第四百四十八条、別表第七及び別表第七の二の規定は、平成三十年度の予算の執行に係るものから適用し、平成二十九年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。